

危機管理規程の改正

第3章 緊急事態への対応

第16条 緊急事態対策室

第17条 対策室の構成

第5章 危機管理委員会

「危機管理委員会規程」を統合

※「危機管理委員会規程」は廃止する

令和5（2024）年 1月13日 理事会（臨時）承認

令和5（2023）年 1月14日施行

危機管理規程

「危機管理規程」を以下の通り改正し、「危機管理委員会規程」を統合の上、同規程は廃止する。

現行規程		改訂後規程		
第3章 緊急事態への対応		第3章 緊急事態への対応		(変更なし)
(緊急事態対策室)		(緊急事態対策室)		(変更なし)
第16条	特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合は、この法人に第27条に定める危機管理委員会に緊急事態対策室（以下対策室）を設置することができる。	第16条	特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合は、この法人の定款第55条および委員会規程第4条の2に基づいて設置する危機管理委員会の下に緊急事態対策室（以下対策室）を設置することができる。	修正
(対策室の構成)		(対策室の構成)		(変更なし)
第17条	対策室の構成は、次の通りとする。	第17条	対策室の構成は、次の通りとする。	(変更なし)
(1)	室長 理事長	(1)	室長 理事長	(変更なし)
(2)	室員理事長が指名する関係役員	(2)	室員__理事長が指名する関係役員	文字あけ
(3)	事務局この法人の事務局長	(3)	事務局__この法人の事務局長	文字あけ
第5章 危機管理委員会		第5章 危機管理委員会		(変更なし)
第27条	危機管理の全法人的推進と危機管理に必要な情報の共有化を図るため、危機管理委員会を置くことができる。なお、その組織、機能、及び運営については、別途定める。	第27条	<u>理事会は、本連盟全体として危機管理を推進し、必要な情報の共有を図るために、この法人の定款第55条および委員会規程第4条の2に基づいて、「危機管理委員会」を設置することができる。</u>	条文改定
		(委員会の任務)		新設（危機管理委員会規程から移設）
(危機管理委員会規程)	ポ一スカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援する事を任務とする。	第28条	ポ一スカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを <u>除去し、またはこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援する事を任務とする。</u>	新設（危機管理委員会規程から移設）
(危機管理委員会規程)	本連盟に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し、対策を策定する。	(1)	本連盟に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し、対策を策定する。	新設（危機管理委員会規程から移設）
(危機管理委員会規程)	本連盟の常設委員会等各種委員会の活動をはじめとして隊・団及び都道府県連盟に対して、危機管理の側面から問題提起や調整・支援を行う。	(2)	<u>緊急事態が発生した場合に、その対策を決定し、実行する。団や都道府県連盟に対して、危機管理上必要な措置を講ずるよう指導・依頼し、支援を行う。</u>	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
		(委員会の構成)		新設（危機管理委員会規程から移設）

現行規程		改訂後規程		
		第29条	本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。	新設（危機管理委員会規程から移設）
		(1)	委員長 理事長	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
		(2)	委員長代理 理事会で危機管理担当とされた理事。平時においては委員長に代わり委員会を運営する。	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
		(2)	副委員長 理事委員、学識経験委員の中から理事長が指名した者。若干名を置くことができる。	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
		(3)	理事委員 業務執行副理事長、専務理事、常務理事、総コミッショナー及び理事長が指名した理事。	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
		(4)	学識経験委員 理事長の指名により、学識経験豊富な者を委員として委嘱することができる	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
		(5)	事務局 本法人の事務局長	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
			(委員会の権限と理事会への報告)	新設（危機管理委員会規程から移設）
		第30条	危機時の対応については、必要な行動や予算措置について、委員長及び委員の過半数の議決を持って実行できる。ただし、できるだけ速やかに理事会に報告し、必要なものについては理事会の承認を得る。	新設（危機管理委員会規程から移設） 条文改定
第6章 雑則		第6章 雑則		
第28条		第31条		(条番繰り下げ)
第29条		第32条		(条番繰り下げ)
第30条		第33条		(条番繰り下げ)
附則		附則		
			平成6年1月13日 一部改正 「危機管理委員会規程」を統合	